

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 21 年 6 月 24 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、山田副委員長、千葉・成田(祐)・菊地・ 齊藤(陽)・佐藤・山口・北野 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、5 月 21 日に開催されました当委員会におきまして、副委員長に山田委員が就任いたしましたので、報告いたします。

次に、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の御紹介をお願いいたします。総務部から順次、御紹介願います。

(理事者紹介)

委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「『小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)』地域説明会について」

教育部副参事

教育委員会では、「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(素案)」の地域説明会を開催しておりますが、その途中経過について報告いたします。

資料を用意しておりますので、ごらんください。

説明会実施の状況でございますが、開催日程は 5 月 12 日から 7 月 22 日までの間、42 会場で行います。現在、6 月 12 日が直近の開催日でありましたが、半数強の終了時点での会場別参加者数を集計いたしました。26 会場で合計 358 人の参加で、そのうち括弧内に把握できる範囲で再掲しておりますが、保護者や地域の皆さんの参加者数は 213 人です。明日 25 日から残りの会場となりますが、引き続き今までと同様に素案について説明し、意見を聞いてまいりたいと思います。

次に、地域説明会で出された素案に対する主な質問等ではありますが、基本方針に関連する部分、再編計画に関連する部分、適正化全般に関する部分というように、現段階で主なものを記載しております。全体的な意見の取りまとめにつきましては、特徴的な意見、多い質問項目などを集計いたしまして、すべての説明会が終了した後、改めて特別委員会に報告する予定でございます。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

報告に沿ってお尋ねいたします。

地域説明会について

まず、参加人数です。教育委員会の皆さんが精力的に説明会を開催されているわりには、あまりにも人数が少ないのではないかという印象を受けています。

私が出席させていただきました会場では、大事な案件なのに参加人数が少ない、そういった心配の声が上がっていました。教育部長はこのとき、どこもあまり多くないのですが、あまり気にしていませんとお答えになっているのですが、その真意を知りたいのですが。

教育部長

気にしていないということではなくて、確かに人数が少ないところはございますと話しました。ただ、私どもは、お集まりいただいた方が多いか少ないかということではなくて、少なくとも参加していただいているわけですから、私どもの素案の説明を十分させていただいて、皆さんからできるだけ多くの意見をいただきたいという趣旨で申し上げたものであります。

(「だから、人数は気にしていないということだ」と呼ぶ者あり)

菊地委員

その中でも手宮小学校、緑小学校、色内小学校については、少ない中でもわりと参加者が多いのですけれども、何かこの3会場の取組に工夫はあったのでしょうか。そのことについてお尋ねします。

教育部副参事

今回、42会場での地域説明会の周知の方法については、一括してこういう会場でやりますという御案内で、統一したパンフレットなりを用意して案内しているところであります。今回の前半戦の中で、人数が多いところの一つとして手宮小学校がございまして、ここにつきましては、当日、手宮小学校のPTAの皆さんが多く集まる会合が持たれるということで、逆にPTAと学校のほうから、その日程で開催してはどうかという提案がありました。教育委員会としては少しでも多くの方、特に保護者に参加を呼びかけるという立場から、そういう日にちに設定させていただきました。そのため開催時間はほかの会場と若干違いましたけれども、地域の方も含めてほかの会場よりも参加者が多かったというような結果になっております。そのほか、聞くところによりますと、教育委員会からの一方的な周知のチラシの配布だけではなくて、PTAが独自に呼びかけたということもあったと聞いております。このようなことが参加が多い学校の要因としてあげられると思っております。

菊地委員

それで、半分以上の会場で説明会が終わったわけですが、この参加者数をどういうふうに受け止めているのか、また、このまま参加者が少ないまま説明会を続けていくのか、参加者を少しでも増やそうという方策はないのか、そういったことについてお尋ねしたいと思います。

教育部副参事

先ほども申しましたように、この説明会につきましては、7月22日まで行うということで、市民の皆さんには市の広報などを通じてお知らせしているところであります。ですから、その日程を変更するというようなことは、今のところは考えてございません。説明会のときにも話をしておりますけれども、説明会に参加できなかった方には、参加した方から、ぜひ様子を伝えていただきたいということと、教育委員会としても、ホームページを開設しておりますので、そこで説明会の様子などをお知らせして、少しでも関心を高めていただくよう引き続き努力をしていきたいと思っております。

菊地委員

次に、就学前の子供を持つ保護者の方はどれぐらい参加されたか、把握されていますでしょうか。

教育部副参事

今回の説明会では、参加者に出席名簿を書いていただくというやり方はしてございませんので、参加者の年代を見て、保護者ではなくて地域の方かなというような推測をしております。

ただ、発言者の中で、私は小学校のPTAではなく、これから入学する子供を持つ親だけれどもという前提での発言が複数名ございました。そういうことから、全く皆無だったということではないというふうに認識させていただきます。

菊地委員

昨年12月の当特別委員会で、説明会の開催に当たって、幾つか要請をしておきました。

一つは、就学前の子供を持つ保護者に対して、この適正配置の計画については、今、学校に上がっていない多くの子供が対象になるわけですから、そういった保護者に対し、この説明会に足を運んでもらうための工夫、例えば保育所だったら、日程の御案内のチラシだけではなく、目につきやすいようにポスターを張ることなど、そういった事例も示しながらお願いしたのですけれども、具体的にはどういう周知の仕方をされたのか、そのことについてお尋ねします。

教育部副参事

委員からの御提案もございましたので、そういう就学前の子供がいる家庭への説明会参加の促し方を、私どもも幾つか検討をしました。その中で、委員から御提案のありました保育所・幼稚園などの施設への掲出物については、手づくりではございましたけれども用意をして、それぞれの施設に案内チラシと一緒に配布をして、掲出をお願いしたという経過がございます。

あと、3月の末に幼稚園の園長の会合がございました。そこにこの素案を持っていきまして、園長たちに配布をして、こういう説明会を行うということで、幼稚園の園児の保護者にも宣伝をしてくださいというお願いをしました。

菊地委員

もう一つは、子供連れで参加することも想定して、託児所のことをお願いしておきました。そのときは検討したというお答えでしたけれども、現実的に託児所は設けられていませんから、つくらなかったということはわかりましたけれども、どのように検討されて、そういう結論になったのかを教えてください。

教育部副参事

重ねてでございますけれども、やはり就学前の子供を持つ保護者にも関心を持っていただきたいということで、託児スペースの確保を検討いたしました。ただ、小学校、中学校で行うということになれば、それぞれの会場でその施設を確保できるかどうか、それから人的な配置といったものも考えますとなかなか難しく、平日の夜が通常の開催日程でございましたので、その平日の夜というパターンではなくて、日曜日の昼間という開催日を設けました。これは教育委員会庁舎で行ったのですけれども、どうしても平日の夜来づらいというような方についても参加を呼びかけるという手法で考えたところであります。

菊地委員

たまたま私が参加した会場で、就学前の子供の保護者という方が来ていました。その日は御主人が自宅で子供を見ており、実際、自分の子供が対象になる校区には、御主人が参加しましたとおっしゃっていました。やはり子供連れでの参加は難しいという意見もあったのですが、そういう御意見に対して、このまま幼稚園、保育所の保護者を対象に改めて説明会を開催するおつもりはないのでしょうか。例えば直接幼稚園、保育所に出向いていくとか、そういうことはいかがですか。

教育部副参事

説明会の日程につきましては、先ほども申しましたように、42会場という設定をいたしております。ただ、ほかの会場でも、町会単位でそういう話を聞きたいという場合はどうなのだという御質問がございました。それに対しては、町会単位、それから個別、小中学校のPTA単位などで声をかけていただければ、日時を問わずいつでも出向きますという話をしてございます。そういうことから、幼稚園や保育所などの就学前の子供を持つ保護者から御要望があれば、教育委員会としては出向いて説明をする機会をつくっていきたいと思っております。

菊地委員

参加者が少ない状況なのですけれども、例えば昨年、中学校で地域懇談会をやりましたね。そのときに、住民からのいろいろな意見があったにもかかわらず、その意見が今度の素案には全く生かされておらず、いくら言っても教育委員会に私たちの意見は伝わらないということで、もう説明会には行かないという声も実際にはあるのです。

行かないという態度もいかがなものかという思いはあるのですけれども、そういう不信感が一定、住民・保護者の間にあるということもとらえながら、参加人数が少ないまま、説明会終了後、淡々と次のスケジュールに進むおつもりなのか、お尋ねしておきたいと思います。

教育部副参事

今、委員がおっしゃったように、意見が反映されないから足を運ばないのだというような方もひょっとしたらいるかもしれないのですけれども、少なくとも現在、二百数十名の地域の保護者の方が参加をしております。寄せられた意見も、まだ最終的な集計ではないのですけれども、昨年の地域懇談会での意見の数を上回っている様子でありますので、引き続き説明会を行って意見を聞いていき、その後、秋にパブリックコメントの用意をしておりますので、その中の意見についてもできる限り取り上げていきたいというふうに思っております。

菊地委員

先ほど、この地域説明会で寄せられた質問が、ホームページに掲載されているとおっしゃいました。実際、見てみました。5月28日段階のことということで、ホームページ上の5月というところと、その後6月に更新されているのですけれども、その5月と6月の、どこがどのように更新されたのか、説明していただけますか。

教育部副参事

ホームページで、地域説明会のQ&Aということで、質問の一部を御紹介するという形をとっております。5月のときは、説明会が始まって2週間程度の段階で、まず立ち上げました。ですから、そのQ&Aの項目数もそれほど多くはありませんでしたが、5月の末時点での説明会までということで、現在、Q&Aの種類が17項目ということで掲載をしております。

菊地委員

ホームページだけでしょう。そして、適正配置のところを検索してみたら、一番上に6月更新とあったんですね。そのすぐ下に5月分とあって、その二つは全くどこも違ってない、同じものだと思うのですけれども、違いますか。

教育部副参事

ホームページで、今、5月分と6月分という二つのもを掲載しているわけではなくて、説明会の現在の状況を編集して、直近のものを掲載しております。

当初、ホームページは、5月18日現在でまとめており、最初に掲載したQ&Aの項目数は9項目でございました。現在は、先ほど言いましたように、十数項目になっていますので、1回目と2回目については、2回目のほうがより質問項目、Q&Aの項目が多いという状況になっています。

菊地委員

ホームページ上は、その十何項目の質問に対する答えの部分が2か所あるのですね。平成21年5月28日現在でまとめていますという速報があって、その上の6月の更新とありますが、この速報と更新は何も変わらないのではないですか。

教育部副参事

ホームページの閲覧の問題だと思いますけれども、最初にショートカットをつくっているものですから、その入り方が何か所もあって、途中で見ていて、ここの部分をクリックすれば、そのQ&Aの本体に行く、それから違うところの、最初の更新しましたというページをクリックしても、そのQ&Aの本体のほうに行くということで、見ている方がすぐQ&Aのページに飛べるように、二、三か所にリンクを張っておりますので、そういう工夫をしているところでございます。

菊地委員

クリックの仕方というのは大したことではないのかもしれないのですけれども、更新というからには、一番新し

い速報が見られると思って開いてみたのです。前のところとどれくらい違っているかと思って、その下の開いてみたら、何も変わっていなかったものだから、どうなっているのかという疑問があったのですけれども。ホームページというのは、そういうものなのかと思いました。

教育部副参事

現在のホームページでは、更新の日付を入れておらず、更新月のみを表示しております。最新版であります 5 月 28 日現在の状況を更新したのが 6 月に入ってからのため、「更新 6 月」というところをクリックしても、表示される情報は 5 月 28 日現在のものになります。

その辺のところなかなか見づらいという御指摘と思いますので、もう少し工夫をしていきたいと思えます。

菊地委員

お願いします。

私は、町会の回覧を見て、小学校に入る前の子供の保護者が本当に参加するのかという疑問も一つあるのです。幼稚園、保育所を全部回るとなるとすごい数ですから、これはまた大変なことです。でも、小樽市がやっている「げんき」など、いろいろな子供が集まるサークルみたいのところありますので、そういうところに押しかけ説明などをするのも、むしろ必要ではないかというふうにも考えていますので、なるべく多くの方にきちんと説明して、そして御意見をいただくということについてはもっともっと工夫していただきたいというふうに要望しながら、北野委員にかかります。

北野委員

学校・学級規模について

私も可能な限り、説明会に参加させていただいているのですが、参加者からの質問に対して、的確に答えられていないというところもあるのです。例えば 1 学級 30 人程度で計算した場合に、学校規模がこうなると、そういう割返しでやっているというのですけれども、この 30 人程度というのは何人から何人までのことなのか、それから今、40 人学級は法律で定められていますが、この決まりとの関係はどう理解すればよろしいのですか。

(教育) 学校教育課長

30 人程度という表現に明確な定義を置いているわけではありませんが、平成 19 年の在り方検討委員会の答申の中で学級規模につきましては、「現状の学級規模は、小中学校ともに多くが 25 人から 34 人の範囲となっている。そのような本市の学級規模の人数は理想的とも言える。今後も、学級の規模については、40 人という現行の法令上の上限はあるが、現状の 30 人前後を維持することが望ましく、学校配置の検討の際には、結果としてこの程度の学級規模が実現できるような努力と工夫・配慮も必要である」と答申されており、この答申を受けた表現となっております。

北野委員

後段の質問に答えていないです。40 人学級との関係はどうなるのですか。それは法律だから、41 人になったら 20 人と 21 人の 2 クラスに分けるのです。30 人学級は、あくまでも在り方検討委員会からの希望でしょう。それは書いてあるからわかります。40 人学級との関係はどうなるのかということを知っているのです。

教育部長

この素案の中で、1 クラス当たり 30 人程度ということを使っている部分というのは、この素案の中の地区ブロックごとの学校数というところで、30 人程度の学級ということの一つのベースとして推計した場合に、学校数としては何校が必要だという、そういう表現で使っているわけです。ですから、一つの考え方として、今の文部科学省の基準は 40 人学級編制ですから、その地区の子供を 40 人で割るとということも一つの方法としてはあろうかと思えます。ただ、私どもとしては、先ほど担当課長からもありましたけれども、その答申の中で 30 人程度が望ましいとい

うことを受けて、それで 30 人程度で割った場合のクラス数、そして学校数ということを出しているということであり
ます。

北野委員

そういうことであれば、参加者に大変な誤解を与えています。私も、数は少ないけれども、参加している方で知
り合いの方に電話で聞いてみました。そうしたら、40 人学級ということも承知している人たちも皆、今度の学校再
編で、1 クラスが 30 人になると理解しているのです。だから、あなた方は今度の説明会を 26 回やっているけれど
も、1 クラス 30 人学級が理想的だから、これに沿うようし、それを割り返したら、学校数はこうなると説明してい
ますが、学校がこれくらい必要だというのと違うのです。割り返したら、これだけ要らなくなるということなので
す。41 の学校が 21 になり、20 校も廃校にするのです。だから、誤解を与えているのです。学校が少なくなるのに、
なぜ 1 クラスの人数が減るのだろうかという、根本的な疑問を皆、抱いているのですよ。しかし、その点の説明は
なく、あなた方は絶対に 30 人学級とは言わず、30 人程度で割り返すと言います。これは何か巧妙に仕組まれた表
現だと、私はそこを疑ってかかっています。だから、参加者は少ないけれども、参加した人は皆 30 人学級になるの
ではないかというような理解だから、これはちょっと説明の仕方がおかしいのではないかというふうに思うのです。
だから、30 人程度というのは何人から何人まで指すのですか。

教育部副参事

先ほど学校教育課長からも話しましたように、その 30 人程度という部分での、例えば法的な根拠、そういうもの
はございません。あくまでも 30 人前後が、クラスの現在の人数の平均に近いということですから、そういうことで
30 人程度という表現を使っております。当然、その幅の中では、30 人だからといって、では 20 人から 40 人までな
のかということもありますが、それではあまりにも幅がありすぎますので、答申の中で触れられているような、上
下 5 人を一つの幅として、その程度という表現を用いているところであります。

北野委員

結局、今の 41 の小中学校で、小学校の平均の学級人数は 26.9 人で、中学校は 30 人くらいと説明をしていますが、
法律では 40 人学級となっています。それから、北海道の少人数研究事業は小学校 1、2 年生と中学校 1 年生のみ、
1 学年が 2 クラスになるという前提で 35 人学級が行われており、それに必要な予算は北海道が持っているとい
うことです。この 40 人学級の法律の定めと、それから北海道のやっている少人数研究事業の二つしか根拠がないのです。

学校を半分にするわけだから、一つの学校の人数増えるはずですが、どうして 30 人程度の学校が実現できるのか、
根本的な問題です。保護者は皆、稲穂小学校でもそうだったけれども、1 クラスの人数がこれ以上増えたら困ると
皆言っているのです。それをあなた方は、聞いているでしょう。しかし、あなた方は 30 人程度の学級でいったら、
これくらいの学校数になりますと言って、小学校、中学校を大幅に削ろうとしているのだから。

ですから、あなた方の言っているその基本のところ、参加者に非常に誤解を与えています。どんなに新しい学
校をつくって生徒が増えようと、法律上は 40 人学級と少人数学級しかないのだから、その適用しかないのです。そ
れを現行の 41 校で行っている、1 クラスが、小学校 26.9 人、中学校が 1 クラス 30 人くらいをさらに少なくするな
んていうことはあり得ないのです、必ず増えるのですよ。にもかかわらず、30 人程度という説明を繰り返すから、
PTA の役員やその他の方もクエスチョンマークを持っています。どうやって実現するのかという点が、あなた方
が解明していない点なのです。ただ言葉で 30 人程度と言っているだけで。この議論をやっていたら時間がなくなる
から、次へ行きます。

まず、新谷議員も一般質問や予算特別委員会でやりましたが、あなた方は小学校は 1 学年 2 クラス、中学校は 3
クラス、そして 12 学級から 18 学級、中学校は 9 学級から 18 学級にすると、こうおっしゃっていますけれども、新
谷議員が指摘したとおり、高島・手宮地区では小学校 5 校を 2 校にするのです。しかし、それでも 1 学年 2 クラス
にならない学校が、スタートのときには必ず生まれるということはお認めになりますね。だから、小規模校をなく

すのだと言っているながら、あなた方の素案では、高島・手宮地区は小学校を 2 校残すと言っていますが、そのうちの 1 校は小規模校になるのです。そうしたら、どういうことになりますか。豊倉小学校は残してほしいと要望しています。北手宮小学校、張碓小学校、その他のところも、小規模校であってもいい授業をやっているから、残してほしいと言っているのに、あなた方はだめだと言っているのです。しかし一方では、あなたの方針からいっても、小規模校ができるのです。そうすると、あなた方が存続を認めないと言っている豊倉小学校、その他のつぶそうとしている小規模校に示しがつかますか。あなたの学校は小規模校だから、統廃合で大きくして教育条件をよくすると言っていることが、スタートの時点から成り立たないわけですから。この点についてはいかがですか。

教育部副参事

この学校再編計画の全体のつくりでございますが、委員も当然御存じだと思いますけれども、ある特定の学校をなくすために再編を考えるという観点でつくっているものではございません。あくまでもこれからの少子化と、それから学校施設の老朽化、そういった側面の中から、小樽市内の学校のこれからのあり方というのを六つの地区ブロックに分けて、児童・生徒数の将来推移を見て学校が何校必要なか検討するというのがこの素案のつくりでございます。ですから、ある特定の学校をなくすとか小規模校をつぶすというようなことではないということで御理解をいただきたいと思います。

北野委員

理解できないから、聞いているのです。確かに素案では、どこの学校をなくすなんていうことは書いていないし、それは来年度以降の地域懇談会で皆さんの意見も聞きながら進めていくとおっしゃっているから、その限りは、あなた方の説明はそうだということで、支持はしないけれども、理解はしています。しかし、その上に立って、実際にあなた方が学級編制表を出しているわけだから、それを見たら、高島・手宮地区ではあなた方の願っている 1 学年 2 クラスの学校にすることが最初からできないということになるわけです。2 校のうちの 1 校は、1 学年 1 クラスなのですから、あなた方の言っている学校にはならないのです。これは認めているはずですから、こういうことになれば、豊倉小学校その他で、小規模校で残してくれと言われているけれども、認めないと言っていることに対して示しがつかなくなるのではないですか。これはあなた方の矛盾ですよ。

それから次に、塩谷・長橋地区です。平成 26 年度の学級編制表によれば、小学校 4 校を 2 校にする。26 年度のこの地区の児童の合計が 711 人と出ています。そうすると、ここでも二つに割ればぎりぎりだけでも、きれいに割らないとあなた方はおっしゃっています。忍路中央小学校、塩谷小学校を合わせても 144 人です。1 学年 2 クラスなんて絶対できないです。そうすれば、どうするかというと、児童の多い幸小学校、長橋小学校の通学区域を変更して、仮に塩谷を残すとなれば、塩谷のほうに 200 人以上移動しないと、1 学年 2 クラスにならないでしょう。まさか目の前に幸小学校や長橋小学校があるのに、スクールバスなどを出すから塩谷小学校まで行ってくれということをあなた方は、来年からの地域懇談会で言えるのですか。もしそのようにしないのであれば、忍路・蘭島地区、塩谷地区から学校を一切なくして、144 人の児童を幸・長橋地区のほうにスクールバスで運んでくるか、どっちかしかないのです。あなた方の計画は、実際に詰めていけば、そういう計画なのです。そういうことで、地域の方々、保護者の方々に、あなた方の説明で理解を得られるというふうに思っておられるのか、説明してください。

教育部長

確かに塩谷・長橋地区で、12 学級規模の学校というものを確保していくと考えた場合には、この地区は 4 校の小学校を 2 校にしようという考え方でこの素案をつくっております。ただ、委員が今おっしゃるとおり、2 校にした場合、この 4 校の組合せの問題というのは当然出てきます。いろいろなことを頭の中で、それぞれの方々がお考えになると思います。この地区の説明会の中でも、どういう組合せの仕方があるのかと、中学校も含めての御意見もございました。ただ、私どもといたしましては、いろいろな組合せの仕方、通学区域の線の引き方というのは出て

くると思いますけれども、現段階で、私どもはこの学校に集約する、あその学校に集約するという形での素案にはしておりません。地域説明会の中でも、やはりもう少し具体的なもので議論していかなければ、なかなか議論ができないという意見も出ております。ですから、私どもとしては、これは説明会の中でも申し上げていますが、平成 22 年度以降の中では、その案というよりも考え方をできれば複数示しながら、その中でこうした場合はこういう課題があるといったものも出しながら地区の中での協議を進めてまいりたいと思っております。ですから、今、この段階で、この学校を残した場合、あの学校を残した場合ということは、この素案の中では想定はしておりません。

北野委員

そういうふうにおっしゃるけれども、例えば忍路中央小学校と長橋小学校の組合せなんていうことは、端から端だからあり得ないでしょう。組合せといたら、近隣の最も近い学校をどうするかというふうに組み合わせをするので。

それから、南小樽地区のことを聞きます。

この平成 26 年度の児童の総数は 577 人です。ここは、5 校ある小学校を三つづぶして二つにする。だから、2 で割れば、一つの学校の平均は 288.5 人になるのです。そうすると、南小樽地区の一つの学校は、高島・手宮地区と同じようにどう組合せをしても 1 学年 2 クラスはできないのです。だから、あなた方があくまでも 1 学年 2 クラスの学校をつくるというのであれば、現実には、抽象的なのです。学校が全部ブロックごとに分けられているのだから、どことどの学校を組み合わせるか、あるいはその組合せ以外の通学区域の変更もあり得るから、だから通学区域を変えて、学校の人数を確保するというのも当然考えていると思うのです。けれども、そのことは通学区域をあまりにもいびつにするとおかしいと、通学区域は皆さんで最もいいところを決めてくれとあなた方は説明会の会場で呼びかけているのだから、こんな通学区域はだめだとなれば、必ず高島・手宮地区と南小樽地区は、それぞれ小学校を 2 校ずつにするとおっしゃっているけれども、その一つは小規模校なのです。それは否定できないでしょう。素案の中でもこういう絶対説明のつかない問題点も含んでいるのです。私はそれをどうして説明会の会場で明らかにしないのかというのがわからないのです。1 学年 2 クラスにするためにやるとあなた方はおっしゃっている、これは大前提なのです。ところが、あなたの方針どおりにしても、どう組み合わせをしてもそうならない学校が生まれるのです。そうしたら、今の地域説明会の中で、皆さんもそれぞれのブロックに沿って人数を明らかにして説明しているのだから、そのブロックに沿った説明のときに、そういう説明をしてしかるべきではないですか。私は説明会にずっと皆勤をしていますけれども、どうして教育委員会はそういうことをわかっていて説明しないのかと不誠実だと思うのです。説明してください。

教育部副参事

委員からお話のありました高島・手宮地区ブロックの人数推移でございますけれども、小学校の平成 26 年度の人数が 562 人ということから、想定 A 校、B 校の 300 人ないし 350 人という、そういう部分については、矛盾が生じるのではないかと一般質問で新谷議員から御質問ございました。その答弁で、この部分については、これは素案から基本計画に至る経過の中で、その表現については検討するという事で答えてございます。そういうことも含めまして、基本計画については、誤解のないような表現に改めて精査をして、パブリックコメントという段階ではわかりやすい表現に直すことを考えてございます。

北野委員

議会で指摘されれば、動かぬ証拠でやられるから、あなた方は素直にそうやって認めるけれども。地域説明会で、言われなくてもそういうことはみずから明らかにする必要があるのではないですか。それが誠実な態度なのです。

ですから、ある学校の説明会で保護者の方から、私の言っているような意味ではないけれども、学校を大きくしたらデメリットもあるのではないかとということも初めから言ったほうがいいのではないかと、そのときになってデ

メリットがありますと言うのはいかがなものかという、心配の意見まで出ているのです。私も、今の問題では同じ意見です。

あと十五、六回、説明会は残っていますから、地域ごとできちんと説明していかないと、来年ふたをあけたら、あなた方の説明はおかしいのではないかと、我々をだましたのではないかというふうになりますよ、また、だから、初めからこういうふうになるのですということ、やはり一般論として述べておく必要があると思うのですがいかがでしょうか。

教育部長

話はちょっと戻りますけれども、確かに 30 人程度ということでの、その学校数のあり方の部分で数字は出しています。それで、説明会の中でも、少人数学級を希望する声、あるいは小樽市で具体的に教員を採用して 30 人学級をつくるのかという質問も出されています。そうした部分では、小樽市の現状の中で、なかなか市が独自で 30 人学級をつくることはできないということで、いいか悪いかは別にして、答えさせていただいております。ただ、私どもも、説明会の議論の中でやりとりはさせていただいておりますけれども、この素案自体は、基本的には少子化の中で小樽市の学校のあり方や配置といった部分を見通していくということで素案をつくっておりますので、30 人学級をつくる、つukらないということではないということだけはまず御理解をいただきたいと思っております。

ただ、今、北野委員から御指摘もありましたけれども、この高島・手宮地区の部分も含めまして、誤解を招くような表現があれば、それは直していくのは当然ですし、ほかの部分でも何点が御指摘いただいている部分がございますので、それについては、これからの説明会においては、誤解を招かないような説明をし、基本計画を策定するに当たっては誤解を与えないような表現にしていきたいと思います。

北野委員

今、学級数のことを再び持ち出したから、あえて指摘しますけれども、それであれば、30 人が理想的だということから、それを目指すなんていう説明はしないほうがいいですよ。あなた方が提案しているのは基本問題でしょう。説明を聞いて、1 学年 2 クラス、1 学級は 30 人程度と皆そう思っています。けれども、実際には法律上あるいは北海道の制度を取り入れても、基本は 40 人学級で割り振りする以外にないのです。それをどうして、30 人程度が望ましいからそれを目指して、1 学年 2 クラスにするというように、できもしないことを言うのは、これは不適切な表現ですよ。25 回全部、我が党の議員団が複数参加させていただいておりますけれども、中には私一人ということもありましたけれども、全部の会場で、あなた方はそう言っているから、これはおかしいと感じています。私は、どんな印象を持ったのかと、知っている参加者に電話をかけて聞いてみました。そうしたら、皆、40 人学級なのに小樽は 30 人をやるのですねという理解になっています。PTA の人は、そういうことは承知しているから、どうやってやるのかと、手法については疑念を持っています。それ以外の人は皆、前段に指摘したように学級は 30 人程度と理解しているのですから。あなた方が説明会で理想だと言って、30 人程度の学級を実現しますなんて言ったら、それはおかしいということになりますよ。そう思いませんか。

教育部副参事

説明会の中では、30 人学級を実現するためにというような、そういう……

(「いや、そんな表現していないよ」と呼ぶ者あり)

そういうことにはしていないつもりではあります。

北野委員

それは、私だって正確に言っています。30 人程度というから、皆 30 人学級だと理解します。

教育部副参事

場所によっては北海道の少人数学級、35 人学級を導入しやすいような規模、これは 2 学級以上という条件がある

ものですから、そういう制度の紹介もしております。

ちなみに、北海道の 35 人学級ということになりますと、上限が 35 人ですから、35 人でどういうクラス編制ができるかということで説明しますと、24 人から 35 人のクラスになります。ですから、全部が 35 人ではなくて、少ない学級は 24 人ということもあり得る。それが 3 クラス、24 人、24 人、23 人、そういうことで 71 人になりますから、そういうクラス編制ができます。それが北海道の少人数学級の仕組みであります。そういうことからいくと、その 30 人程度という部分では、北海道の制度を利用すれば、その 30 人程度の範囲の中で、収まると考えられますが、そういうことも含めて、30 人の学級をつくるということではなくて、そうしたことを目指していくということも、この学校再編の中の効果としてあるという形での説明をしているつもりであります。

北野委員

そういう説明をしているけれども、知らない人が聞いたら、小樽市が統廃合をすれば、かなりの学校で北海道の少人数研究事業が適用になると聞こえるのです。

ちなみに、その北海道の制度を適用している小中学校はどこですか。41 校のうち、何校もないでしょう。

教育部川田次長

平成 21 年度に北海道の 35 人学級を導入しているのは、小学校が 1 校、桜小学校の 1 年生と 2 年生、それから中学校では、朝里中学校の 1 年生がそれを導入してございます。

北野委員

3 校でしょう。41 校のうち 3 校のみでしょう。いや、2 校ですか。

教育部川田次長

2 校の 3 学年です。

北野委員

そうすると、副参事のおっしゃるような話というのは、全体ではないのです、ほんの一部のところしか適用にならないのです。そうおっしゃるのだったら、あなた方も学校編成をした場合、北海道の少人数学級が適用になる学校はこれぐらいの見通しですということは説明できますか。

教育部長

副参事のほうから申し上げましたのは、1 年生、2 年生だけであっても、1 クラスであれば、これはもう道の研究事業の対象にもならないわけです。ですから、2 クラス以上の学校、学級にすることによって、やはりそういった制度を活用していく道も開かなければならないということで、私どもも説明会では申し上げているわけで、その 2 校しかない、1 校しかない、小樽では適用にならないという、そういうことではないということは御理解をいただきたいと思います。

北野委員

そんなことわかっているから、先に、何校適用になっているかと私のほうから聞いたのです。やはり 2 校でしょう。だから、そういう問題も含めて 30 人程度というのは、法律上の根拠は何もないし、保護者や P T A の関係者から再三言われても、最初はなかなか答えないとか、かみ合っていないということになって、根拠はないと説明会で最後に認めるわけです。だから、そういう説明会で参加者が誤解するような、そういう表現というのはやはり改善していただきたいということは強くお願いをしておきます。

平成 26 年度の学級編制表に基づく学校の組合せについて

今話したことなのですが、平成 26 年度の学級編制表に基づいて、それぞれのブロックがどんな組合せになるかはありますけれども、いわゆる組合せは常識的な組合せしかないわけですから、それを基本にして A 校、B 校、小学校であれば、1 学年から 6 学年まで 2 学級が確保され、その学級の児童数はどれぐらいか、中学校はどれぐらいかということを中心にあなた方が推定して、当委員会に資料として出していただきたい。組合せがどうなるかわか

らないなんて逃げないでほしいと思うのです。あなた方は、そうやって逃げるから、私は、例えば高島・手宮地区だと、祝津小学校と手宮小学校あるいは祝津小学校と手宮西小学校なんていう組合せはないのです。祝津と高島、あるいは高島を中心に北手宮の一部ということぐらいしか考えられないのですから、それぞれのブロックも同じです。そういうことで、出してみただけませんか。そうすると、抽象論、一般論であっても、参加者はなるほどイメージがわきますから、そこで議論になるのです。

教育部長

例えば、今、北野委員がおっしゃったように、高島小学校と祝津小学校の現状の校区のままで、平成 26 年度の推計人数、1 年生何人、2 年生何人、3 年生何人というのは確かに出せます。ただ、子どもはこれからその組合せなり、あるいは校区なりの議論をしていくということと考えているわけですから、議論をする前に、教育委員会がこういうものをつくって出していくということというのは、言葉はちょっと適切ではないかも知りませんが、要らない誤解を招くおそれがあると、もっと言いますと、高島地区で出したのだったら、ここの地区はどうなのだということになり、そうしますと、何十通りというものをつくらなければならないということもございます。私も、22 年度以降の議論の中では、幾つかのプランを示しながら、地区での議論はしていかなければならないと思いますけれども、そういったものをどの時期に、どういった形で出すのかということについては、もう少し教育委員会内部でも検討する必要がありますので、北野委員の今の資料要求につきまして、直ちにいついつまで出せるという返事はちょっと控えさせていただきたいと思います。

北野委員

説明会での記録の残し方について

菊地委員からも指摘があったけれども、説明会での記録の残し方について、ホームページを見た方からも、もうこれは通り一遍だと言って批判があったのです。今日出た資料なら、見出しではないかと思うぐらいなのです。これだったら、どんなことが、どういう階層の方々から出たなんていうのが全くわからないと思うのです。だから、私なりにできるだけ正確を期そうと思って今努力していますが、私はメモだけで A 4 判横書きで、色内小学校まで、一生懸命メモをとって 113 ページになったのですよ。正確を期したいから、主催者である教育委員会に録音させてくれと言ったら、お断りされたのです。あなた方は録音をしているのですよ。とっている側が、ホームページにも批判されるような、もうほんのわずかしが出さない。議会に対してだって、見出しではないかと思うような資料しか出さないのです。素人の私でさえ 113 ページのメモがあるのに、録音をしている教育委員会がこのような記録の残し方はいかかと思うのです。だから、私は、教育委員会と議会の関係だから、信頼して録音することをお許し願いたいと要望して終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

私も、地域説明会には何度か参加させていただきました。私見ではありますが、今回、この小学校、中学校で行われました地域説明会については、やはり保護者の関心度を見ると、おおむね存続できないと思う地域の保護者は、存続方法について模索し、いろいろ意見を述べていると思います。また、校舎が残るとしている地域の方は、人ごとのような感覚で、参加人数も少なく、そういうふうに取り扱っているのかと思います。時期としては前期 8 年、後期を合わせると 15 年と長いスパンで計画しているため、保護者からすれば、非現実的な問題かもしれません。そういう問題を一部でも改善するような形で、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

ティーム・ティーチングについて

最初に、少人数指導について、この統廃合が整った後、このティーム・ティーチングなど、どのような形で

進めていかれるのか、この統廃合の計画の中にもそういうようなことを増やすという文言が載っておりますので、その点について御説明をお願いいたします。

(教育) 指導室主幹

チーム・ティーチングの部分でございますが、この充実とありますけれども、現在、小学校 6 校、中学校 5 校で教員が配置され、チーム・ティーチングに取り組んでおります。統合後の学校においても、教員が加配され、取り組めるよう、道教委のほうに働きかけてまいりたいと考えております。

山田委員

本当にそういう形で配置する学校数を増やしていただければと思いますが、そのときに、どれほどこのおっしゃるロットの少人数学級に条件を満たすめどが立つのか。もしわかれば、これぐらい増やしたいというような理想など言っただけであればと思いますが、どうでしょうか。

(教育) 指導室主幹

今のところ、めどということではなくて、より多くの学校にということでございます。

山田委員

先に少しでも保護者の心配をなくすような統廃合にさせていただきたいということは申し述べました。そのためには、やはり子供の環境を少しでもよくなる、そのためにはチーム・ティーチングの部分で働きかけを強めるのであれば、こういうあいまいな表現では、保護者の気持ちを安心できるまでは引き上げられないのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

教育長

チーム・ティーチングの考え方についてですが、加配といいまして、チーム・ティーチングをやるから 1 名定数を増やしてくれというのはどうか、今、盛んに学力の向上でありますとか、そういうことで何校か加配されていきますけれども、教育の流れとしましては、複数の教員が一つまたは二つの教室に入って、個別に対応するというのがチーム・ティーチングの考え方でございますので、例えば手のあいている教員とそこの学校の教員が、担任が組んでやるとか、そういうのが今の小樽の学校の主流になっているところでございます。ですから、定数が増えなくても、複数の教員が一つの教室に入ったり、二つの教室の中で教員がチェンジして入ることによって、先生方それぞれの持っている持ち味を生かして、そして教育を進めているという考え方でございますので、数も増やしてほしいのですが、今、盛んに各学校で行われているように、教員同士が交換したり、教員 2 人が中に、手のあいている教員が入ったりですとか、そういうチーム・ティーチングもこれから可能でありますし、できましたら、それが今後の小樽の教育の、子供たちのためには私は必要なことだというふうに考えてございますので、そういう考え方もあるということだけは御理解をいただきたいと思っております。

山田委員

教育長から力強いお言葉をいただき、本当に少しでもこの適配に対して、こういうような一つでもレベルの高い次元で子供の学習指導をしていただければと思います。

通学路とスクールバスについて

通学路とスクールバスを考えた問題です。

現在、本市では、400 人ほどがバス通学をされていると思います。今、こういうような統廃合をした後、どの地域でどれぐらい、また財政的にバス通学に関して要する金額など、もし予想されていればお聞かせ願いたいと思います。

(教育) 学校教育課長

来年度から、それぞれの地区ごとにどういう形で統合するかなどの検討をしていきますので、その中で校区とかが決まっていきますので、今の段階でバス通学助成がどうなるかと、スクールバスがどうなるかと想定したもの

はございません。

山田委員

参考までに、小学校 27 校が 13 校、中学校 14 校が 8 校ということになりますが、やはりこの半分の半分、25 パーセントぐらいはスクールバスを利用されるのではないかという私の概算なのですが、その辺はどうでしょうか。

教育部長

今回の統廃合のこの計画素案は、小樽市全地域に、41 校すべてを対象にということで考えておりますので、当然、学校数が少なくなるということは、通学距離が長くなるということです。私どももバス助成、あるいはスクールバスの導入というのは、現状よりも当然増えていくだろうと考えております。

ただ、担当のほうから申し上げましたとおり、単純に言いますと、中心部ではわりと 1 キロ程度で学校が数校あるところもございますけれども、周辺部に行きますと 3 キロ、4 キロ、5 キロと隣の学校が離れているところもございますので、今の段階でこれぐらいが増える、あるいはここにスクールバスが必要になるということはちょっと答えられませんので、御理解をいただきたいと思っております。

山田委員

それでは、切り口を変えて、その通学距離に関しては、小学校では 1 年生から 6 年生までいます。やはり体力差があると思います。こういった面でも、やはりスクールバスも必要という気がいたします。ぜひ、その通学距離に関しては、今考えておられる 3 キロ以内ということで考えていただければと思っております。

また、その説明会に関して言えば、バス通学をするとまた体力が落ちるのではないかという質問が保護者からありました。この点について、体力を補うそういった指導の仕方が、もし何かありましたら、お教え願いたいと思っております。

(教育) 指導室長

今の体力向上に向けた指導又は体力づくりについての御質問でございますが、そのことにつきましては、小樽市学校教育推進計画 2 次計画の中に、健やかな体の育成ということで示しておりまして、この中で体育・健康に関する指導の充実ということで述べております。

具体的な中身で申しますと、例えば朝のマラソン運動ですとか、縄跳び運動、あとは学校行事等における体力づくりとか又は遠足、そういうところで体力づくり又は健康の保持についての取組を進めていきたいというふうに考えております。

山田委員

本当に体力を使う部分では、朝のマラソンや歩くのが有効と思います。また、昔では、緑小学校からオタモイ海岸まで歩いたと、そういう小学校時代の記憶がある方もいらっしゃると思います。ぜひともそういう体力向上のための施策に取り組んでいただきたいと思っております。

ブロック内の施設統合について

ブロック内の施設統合ということで伺います。

例えば、今回、私も参加いたしました手宮小学校では、手宮地区には、北手宮、手宮西、手宮小学校がありますが、その中心となるのは、どうしても手宮小学校という保護者の御意見もありました。また、参考文献として小樽市内の手宮地区のこのブロックの学校等の地図を見ると、やはり手宮地区においては、この手宮小学校が中心になるという思いがしております。ただ、建設された年度が違うため、新しい校舎を使うということに了解はしております。そういう中でも、手宮西小学校がもし古い校舎であれば、手宮地区は手宮小学校が残るのか、この点についてどうお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思っております。

教育部副参事

ブロック内での統合校の組合せについては、再三申し上げておりますけれども、高島・手宮地区については、小学校の 2 校ということでございます。どこの学校を統合校の場所にするかについては、平成 22 年度以降、地域の皆さんと話し合いをしていかなければならないと考えておりますが、そのブロックの中で中心であれば、通学の利便が一番いいということは考えられます。ただ、それにしても、その通学経路はどうなるのか、先ほどお話にありましたバスを利用するとした場合のアクセスはどうなのか、そういう通学区域の問題、それ以外にも、今、お話がありました学校施設の老朽度合いや耐震の問題もあわせて考えていきます。

それから、一たび学区が決まれば、これだけの再編ですから、その学校は 10 年 20 年でまた変わるというわけにもいけないと思います。そういうことから、将来的にも、その学校の立地条件が、永続的にそのブロックとして最適なのかということも含めて皆さんと話し合いをしていかなければならないものですから、現段階で、ある程度のシミュレーションについては、重ねての答弁で申しわけないのですが、もう少しお時間をいただきながら、検討をしていくということになっております。

山田委員

適正配置による跡利用について

残された学校を避難所などにするという利用策もありますが、懇談会の中ではこういう意見もあったのです。地域の認識としては、学校がなくなると、その地域の遺産がなくなるといふ御意見もあったようです。今この学校をなくす、この学校を残すということはなかなか御答弁されないという思いがあるのですが、例えば地区的に要望がある、また文化的な遺産があるところというのは個別に考えて跡利用をどうされるのか、保存の方法とかも考えていければお聞かせ願いたいと思います。

(総務) 企画政策室上石主幹

適正配置による跡利用についてですが、これは跡利用検討委員会の中で、今後、適配の中で統廃合の対象校が決定されますので、その中で皆様の地域の懇談会などを開催しまして、地域の皆様の声を聞きながら、また広くさまざまな角度で利用検討をして、決定していきたいと考えております。

山田委員

再編後の学校と地域とのあり方について

それでは、それをまた一步深めて、再編した後のソフト面についてですが、例えば統廃合した後の当面の人員配置、また地域との協力体制など、いろいろあると思います。この説明会の会場の中ではこういう意見がありました。広い校区では、PTAの活動や愛校心が希薄になるのが心配だと、そういう面に関してはどうでしょうか。市教委は、どういうふうに考えているのでしょうか。

教育部副参事

やはり幾つかの会場で、特に地域と学校との関係ということでの御意見が、地域の住民の方から多かったわけです。そういうことで、学校の特に周辺部あるいは、それはどこの学校でも同じだと思いますけれども、学校とその地域とがお互いに支え合ってきたという側面もあると思います。

ただ、今回の学校再編に当たって、私どもは、再編の御理解という部分と、それから地域の皆様の御協力という部分で話をしております。そういったところでは、地域の力を新しい学校にまた振り向けていただきたい、そういったときには、今までの地域との関係を当然、尊重して、広めていくという観点と、それから新しい学校づくりの中で、地域の皆さんがどうかかわり方をしていっていただけるのか、あるいは学校のほうでどういう要請をしていくのか、その辺のところは、具体的にその統合校の話し合いをするときにより具体的にになっていく部分だと思いますので、現在、どういう展開をしていくかということまでは話すことはできませんけれども、これからの学校と地域のあり方については、再編も含めて新たな道といえますが、形も模索していくということが必要だというふう

に考えてございます。

山田委員

最後に、PTAの方の意見を言って、終わりにしたいと思います。

先ほどの広い学区のため、愛校心がないと言った方ですが、この耐震や、新設を進めていただき、またスクールバスなどを増やし、若い有能な教員をどしどし採用していただいて、よりよい学校教育を進めていただきたい、そういう意見もありましたので、ここに御紹介して、私は終わりたいと思います。

佐藤委員

私も、この資料にあります説明会のごく一部ですけれども、参加させていただきました。それらの会場の中では、反対しますという意見は全くなかったというのが現状であります。

またさらに、その会場の中で、平成 18 年に子供が生まれた女性が来られていました。自分の子供が入る小学校がどうなるのかということが心配で、その会場に来て質問をされておりましたけれども、この一覧表を見ても、出席されている方は大変少ないということが現状ですし、中には今紹介したような方も実際には会場に来られているわけですから、ぜひその辺の説明会の周知を、今まででこの状況ですので、またもう一つ頑張ってください、違う方法でもぜひPRしていただいて、多くの方に、そして多くの子供のいる年齢層の方に来ていただいて、お話と質問をしていただきたいなと思いますので、その辺の努力を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

ブロック同士の連携について

その説明会の中で、私のほうでちょっと気になった質問がありまして、校区は選べないのかという質問でした。これは、ブロック内で今、これから検討が進められようとしておりますけれども、その学校の配置場所によっては、例えばその方が国道の近くだったら、バスに乗ってほかのブロック、ほかの校区に通学をするというほうがより現実的ではないのかと、そういう選択肢はないのかというような質問をされました。もっともな話だと思います。新しい学校が、今度は、うちの潮見台は山坂が多いところですが、その地形にも配慮していただいて、これから検討していただけるという話ですけれども、それが地区によっては、その地区の中ではやはり上の学校にしようということもあり得るわけですから、そうなった場合には、いや、うちの子供はみずから、できればバスに乗ってほかの校区、ブロックをまたいで別の学校に行きたいということもあり得るのではないかと、そういうお話でした。なかなかブロックごとに話を進めていく中では、そのブロックで結論を出すことが難しい、そういうことも想定できるのかと改めてここでは感じさせられましたけれども、この辺に関してはどうお考えでしょうか。

教育部副参事

今回、素案の段階では、そのブロック分けについて、教育委員会でも議論をいたしました。昨年の地域懇談会のときは、小樽市内の学校の様子を表すときに、三つのエリアということで、大きく三つに分けて御紹介したものであります。それは、あくまでも便宜的に三つということもありました。

今回、素案ということで考えていくときに、六つのブロックというふうに出しております。説明会、ほかの会場でもやはり同じように、この六つのブロックの中だけで再編が収れんしてしまうのかと、そういう御質問ございました。基本的には、その六つのブロックの中で、児童・生徒数の推移、学校の施設の状況というのも見ていくわけですけれども、現実的にその通学区域をどうするかという段階では、ある程度そのブロックという部分はありながらも、隣接するブロックとの関係も見て通学区域は考えていかなければならない部分もあると思います。

それとあと、ブロック自体、六つのブロック、特に中心部ですけれども、中心部は海を北側にして、南側の天狗山のほうに縦で仕切られているというようなブロックの分け方になっております。それがメインで、国道 5 号が走っているわけですから、それを一つの横のラインで、横断的に、ブロックではないですけれども、通学区域を考え

るときにはどうかというような会場からの発言も、ほかの会場でありました。そういったことも含めて、現在、素案では六つのブロックということで基本計画を考えてございますけれども、具体的な通学区域の段階、それは通学の手段ということも当然絡んでくることですので、そういう段階ではもう少し柔軟にということで、皆さんと話し合いを進めていく、そういうことで考えております。

佐藤委員

今度はブロック間の連携ということも大変重要な作業になってくるとは思うのです。そのブロックブロックで目安として、小学校は何校、中学校は何校という形で設定されているという素案ですから、そこと隣のブロック、その学校の配置状況によっては大変ブロック内でまとまりづらいということも考えられますので、地区別実施計画をつくるときには当然教育委員会として入っていただくというふうになるかと思えますけれども、ぜひそのブロック同士の連携についても留意していただきたいと思えますけれども、その辺のかかわりについてはいかがでしょうか。

教育部副参事

先ほど、部長のほうからも答弁した中で、来年度以降の地区での協議のあり方といいますか、進め方の中ではいろいろな形があるかと思えますけれども、今までの前半の説明会の中でも、複数の御意見ということで聞いてございますのは、やはり全く平場で話を始めるというのは難しく、そういうところからスタートすると、どうしても話が進みにくいということから、教育委員会なりがある程度のプランを複数用意して、それをたたき台にして進めていくのが、それがいいのではないかと多くの正直言って出てきています。この扱いについては、まだ教育委員会として結論は出していませんけれども、そういう方向で考えていくということであれば、そういう中でそのブロック間の連携、そういったことも頭に入れてプランの用意をしなければならない、そういった場合もブロックによっては出てくるのではないかとこのように考えます。

佐藤委員

そういう意味では、ぜひブロックごとのというお話でしたけれども、全体としてたたき台のプランをぜひ議会で早めに提出していただきたいと。どの時期になるかというのは、この説明会が終わって、これから計画のほうをつくられてということになって、今は言及できないと思えますけれども、それはやはり早急に目に触れさせていただいたほうが議論が早く進むと思えますので、その辺の要望についてはいかがでしょうか。

教育部長

この素案にも書いておりますけれども、具体的なブロックごとの議論は、平成 22 年度以降というふうに考えております。今、委員からもありましたとおり、今回の説明会の中で御指摘がございました、ちょうどブロックの境界になっているところ同士がどうなのか、そういった部分も出ておりますし、今、担当のほうからも申し上げましたけれども、一定程度教育委員会として案を出して、それで地域で話をしなければならないのではないかと、そういった意見もいただいております。まだ全部終わっておりませんが、やはりそれぞれ出た御指摘の部分、先ほどの誤解を生むようなところ、そういった部分も直すべきは直して、まずはこの計画をまとめ上げ、そして地区単位での議論のためにどういう資料をつくって、どういうふうにすればその議論がしやすくなるのか、あるいは参加者の方もたくさん来ていただけるのか、そういった部分も含めて 22 年度以降の議論の仕方、進め方、これももしかすると、ここのブロックではこういう進め方、ここのブロックでは、多少そのブロックの境界といいますが、隣のブロックも含めての議論の仕方、いろいろなパターンがちょっと考えられるのではないかとこのように思っておりますけれども、一定程度のプランといえますか、モデルのようなものも示しながら、当然議会にも示しながら、来年度以降の地区別懇談会に入っていきたいというふうに思っております。

佐藤委員

この適正配置は、最長 15 年という長い予定を組まれておりますけれども、ぜひとも成功させなければならない適

正配置だという認識を私も持っていますし、当然、市長も、教育長も、そう思っているのだと思いますので、その辺に関しましては、やはりこれでいこうというものを早くつくっていただいて、それについて議論をしていくというような形で進めていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

千葉委員

地域説明会について

冒頭、御説明がございました学校適正化基本計画の素案の地域説明会について、若干お伺いしたいと思います。

今回、ブロックごとの望ましい規模から見た学校数の提示をされまして、若干、より明確な形で説明会が行われていたのではないかなというふうに感じております。その中で、本計画の素案に対して、保護者の方とか、地域住民の方の反応とか、また受止め方など、今まで行った会場での途中経過でありますけれども、全般的な感想など伺いたいと思います。

教育部副参事

まず、参加人数の関係から申しますと、昨年、基本的な考え方についての地域懇談会を市内 14 会場で開きました。そのときには、保護者、地域の方、おおよそ 130 人ぐらいの参加でありました。そういうことからいいますと、今回、回数が多いということで、それを上回っているのは事実でありますけれども、ただ、これはやはりどうしても総体的に参加人数が少ないという押さえはしてございます。その中でも、先ほど御質問の中にもありましたが、地域を含めて 20 名以上の参加をされている会場もあります。一方、これは平日ではなくて、日曜会場ということで、教育委員会で会場を設けたわけですけれども、そこでは残念ながら少し低調だったということもあります。その教育委員会の会場、質問内容については充実していたと考えてございますけれども、そういう関心の度合いにつきましては大きくばらつきがあるという押さえをしてございます。

今後、説明会については、基本的な考え方について同じスタンスで続けて、全市くまなく回っていきたく思いますけれども、来年度以降、より具体的な地域ごとのブロックでの協議ということになりますから、そこでは総論だけの話ではなくて、もう少しテーマを絞っていく方法もあると考えておりますので、そういう設定について、改めて検討してまいりたいと考えてございます。

千葉委員

今、質問の充実等とあったのですけれども、私も数か所ですけれども、参加させていただきました。北野委員のように全部参加していないものですから、ここに書かれている質問等の中でちょっと気になったところがございますので、市教委としてどのような御答弁をなさったのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

2 ページの上から四つ目の質問で、少子化で再編は仕方がないが、以前のときは地域が巻き込まれたような気がするので、ごたごたにならないようにしてほしいという御質問がありました。この御質問に対しては、どのような御答弁をされたのか、教えていただけますでしょうか。

教育部副参事

一言一句ということにはなりませんけれども、その部分では私どもが答えたのは、憶測が飛び交うのは本意でない。全地区での説明会、パブリックコメント、平成 22 年度以降からの統合校の組合せ時期などの話し合いを持ち、憶測の先行を避けながら、共通の基盤に立って進めることを心がけますと答えました。

千葉委員

あともう一点あったのですが、小中学校の再編計画に関連しての中ほどなのですが、昔から比べて今は 9 割も減っており、素案の考え方も当然だと思うが、通学のこと心配なので、統合の組合せなどの再編案を早めに出してもらいたいということで、市のスケジュール等はある程度決まった形で示されておりますけれども、この再編案を早めに出してもらいたいという御質問に対してはどのように御答弁をされたのかお伺いします。

教育部副参事

それにつきましては、学校再編の必要性、学校の規模と、6 ブロックでの学校数などの基本的な考えの部分を基本計画で示しました。次に、具体的な実施計画の議論となりますが、その際の進め方の提案として受け止めてまいりますと答えました。

千葉委員

先ほど来、各委員のほうからいろいろと質問がありますけれども、誤解ということがないように、ぜひスムーズに行っていただきたいと思っております。

長期療養教員の復帰支援体制について

今、こういう適正配置とか、教育関連のことで、教員の方々の役割というのは非常に重要になってきています。ちょっと気になる点がございましたので伺いたいのですが、平成 19 年度のうつ病などの精神疾患で休職した全国の公立学校の教員が、前年度より 320 名増え、4,995 人に上ったという報道がありました。これは 15 年連続で過去最多を更新しているようだということで報道がございまして、小樽市内の公立小中学校に勤務をする教職員の数と 20 年度中に、連続して 30 日以上休んだ職員が何名ぐらいいたのか、状況をお示しいただけますでしょうか。

(教育) 学校教育課長

平成 20 年度中に 30 日以上休んだ人数でございますけれども、一般教員の部分で計 22 名おります。その内訳ですが、育児休暇等で 16 名、メンタルで 1 名、けがで 1 名、成人病等の内疾患で 4 名となっております。

教員数につきましては、手元に 20 年度ではなくて、21 年度しかないもので、それで答えさせていただきますけれども、21 年 5 月 1 日現在で、校長・教頭を含め 557 名となっております。

千葉委員

この報道の中で発表されている統計の中では、非常に精神疾患で休職している教員が増えているということで、休職中の 6 割程度そういう教員がいるということで、非常に危くしている声が載っておりました。小樽市の場合は、4 名ということでしたね。

(発言する者あり)

千葉委員

1 名。平成 19 年度で 1 名ということでお伺いしましたので、多くはないと思っておりますけれども、本当にこの教員のメンタル的な支援体制につきましては、実際に小樽市では、どのような体制をとられているのかということをお伺いしたいと思います。

(教育) 学校教育課長

精神・神経系疾患によって長期療養中の職員が職場復帰する際の制度としまして、職場復帰訓練という制度がございまして、これは道教委が行っているのですけれども、長期療養中の職員が職場復帰する際に、治療行為の一環として本人の希望により実施されます。これは、主治医と本人あるいは家族が職場と協議し、訓練の実施計画を立

てまして、それに基づき訓練を実施するという形になっております。

千葉委員

実際に、今まで何名か、その精神的なメンタル面で休職された方というのは実際にいらっしゃったと思うのですが、今のような新体制できちんと復職されたという方は実際にいらっしゃるのですか。

(教育) 学校教育課長

この対象者は 90 日以上の休職者となりますけれども、それに該当された方は今までいなかったということになります。

千葉委員

90 日以内に皆さん元気いっぱい復職されたということによろしいのでしょうか。わかりました。

ちょっと気になったのは、実際、今、担任など受け持っている中で、休職する際に受持ちのクラスの生徒や保護者等に心配をかけるような形になると思うのですけれども、実際に教員が長期で休むということになった場合に、どのような説明をなさっているのかお聞かせください。

(教育) 学校教育課長

長期休職される場合に、当然その教員が休まれて、かわりに別の期限つきの教員が採用されるわけですが、その際にはある程度、児童・生徒や保護者への配慮を考えて、少々病気で長期間休まれることになりましたと、そういう説明をされています。

千葉委員

そういうふうに教員が休むと、生徒の間でも保護者の間でもいろいろとうわさが広まって、結局なかなかもとの学校に戻れない教員もいるというふうにも聞いておりますので、その教員に対しての本当に復職に向けたケアというのは非常に重要ではないかと感じています。ぜひまた、市教委としましても、その辺の体制につきましては、児童のことはもちろんなのですが、教員に対しましても、取組をよろしくお願ひしたいと思います。

就学援助費について

次に、就学援助費について教えていただきたい点がありますので、伺いたいと思います。

昨年よりこのような経済危機の中で、ますますボーナスが削られたり、不支給になったりということで、今、各家庭での収入に対する教育費の負担が少なからず大きくなっているのではないかと懸念をしています。

就学援助費は、小中学校へ通う児童・生徒が、経済的な理由で就学が困難な場合に助成がされているということですが、小樽市の援助の対象となる条件を教えていただきたいと思います。

(教育) 学校教育課長

就学援助の対象ですが、準要保護世帯の場合は、生活保護基準の 1.3 倍が収入基準額となりますので、それ以下の収入世帯であれば、対象となります。

千葉委員

それのみの条件でよろしかったのですか。

それでは、市の援助の種類と、対象になる方は生活保護基準の 1.3 倍以内ということなので、その方全部がどれでも対象となるということによろしかったのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

まず、援助費目でございますけれども、学用品費、校外活動費、入学準備金、修学旅行費、通学費、体育用具費、学校給食費、医療費となっております。

それで、対象ですが、例えば入学準備金であれば、小学校 1 年生と中学校 1 年生、体育用具費であれば、小学校 1 年生、4 年生と中学校 1 年生、あと校外活動費につきましては、実際に実施した場合に、その限度額を支給し、医療費につきましても、学校上で治療された人にその分が支給されます。

千葉委員

そうしますと、各自治体独自の援助の費目を掲げられているところもあるのですが、市独自のものはこの中にあるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

援助費目につきましては、国から一応指針の形で示されている援助費目に準じておりますので、それ以外の小樽市独自で設定しているものはございません。

千葉委員

それは今後の課題にしたいと思うのですが、市の申請状況について伺いたいと思います。実際に、ここ 3 年間、平成 18 年度、19 年度、20 年度で申請された件数と、認定の件数についてわかれば教えていただけますでしょうか。

(教育) 学校教育課長

申請件数はちょっと今資料を持ってきていないのですが、準要保護の認定率ということで答えさせていただきます。平成 18 年度が 24.2 パーセント、平成 19 年度が 21.8 パーセント、平成 20 年度が 20.4 パーセントとなっています。

千葉委員

認定率が下がっているということなのですが、これについてはどのような受止め方をなさっているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

今 3 か年で見ますと認定率が下がっているような感じに見えますけれども、それ以前から比べますと、大体 20 パーセントぐらいの中で前後していますので、特にこの 3 年間で落ちたというふうにはとらえてはおりません。

千葉委員

もう一点お聞きしたかったのは、申請時期について、いつごろ行われているのか教えていただけますか。

(教育) 学校教育課長

申請につきましては、まずは在学生分につきましては 2 月ごろ全児童・生徒に配布いたしまして、新 1 年生につきましては入学説明会の時期に各家庭に配布しております。

千葉委員

それは制度のお知らせみたいな形になると思うのですが、その内容というのはどのようになっているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

配布する内容ですが、就学援助については、こういう世帯であれば、おおよそ収入基準がこのぐらいですという目安とこういう費目について就学援助が受けられますという、制度の中身について書かれております。

千葉委員

冒頭でちょっと述べさせていただいたのですが、やはり今こういう状態の中で、景気自体は若干光が見えてきたというふうに思うのですが、失業率のほうはこれからますます増えるのではないかとの報道もございました。実際に、所得の制限として生活保護の 1.3 倍という基準がありましたけれども、実際に年度途中で、仕事がなくなった、リストラされたといった場合のその申請については、どのように受けていかれるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

年度当初に、一括して 1 回受けられますけれども、その後、例えばその年収が変わったということで、認定基準を超えていたものが以下になったというものにつきましては、年度途中からでも受け付けております。また、逆に年度当初で該当していたのですが、年度途中から就職したので収入が増えますので取り下げますという申請も受け付けております。

千葉委員

あくまでもそのときの収入が、先ほど言っていた 1.3 倍の基準に満たなければ、昨年が、例えば何千万円とか収入があっても、現時点ではないということであれば、申請はいつでもできるという基準なのですか。

(教育) 学校教育課長

認定の収入額につきましては、基本的には前年の収入額をベースにしていますけれども、例えば前年これだけあったけれども、今年はそれだけもらえない、そういうことが予想される場合には、働いている事業所から今年はこの収入予定だという証明をいただきまして、その額に基づいて認定を行います。

千葉委員

それは、例えば急に失業をして、失業保険が出ないとか、出た場合とかも、すべて途中から申請できる、今までそのとおりやってきたということによるしかったですか。

(教育) 学校教育課長

基本的には前年の収入をベースにするわけですが、そのまま今年もその収入額が推移しないで、あるいは途中で会社をやめられたとか、雇用期間が短くなったとか、あるいは 1 日の時間数が短くなって、前年の収入と変動が生じる場合には、その見込まれる収入額を事業主から証明をいただいて、それに基づいて判断することになります。

千葉委員

ちょっと気になったのが、まず申請時期に配られるお知らせのような用紙だと思うのですが、保護者の間からは、認定の基準がどういう基準なのかということがはっきりしないという声がたくさんあるのです。どうしても保護者の方というのは、近所の保護者と比べて、あそこの家はうちと同じような状況で受けられるのに、なぜ自分が受けられないのだという御意見等もありますので、私自体はその内容をきちんと見せていただいたことがないので何とも言えないのですけれども、そういう声があるということと、前回だめだったから今回もだめだろうという考えで申請をしていない保護者もいるようなのです。ですから、市教委としても、例えば今こういう状況の中で、経済的に今こういう状況だと、このような就学費の援助があるので、申請できる方はぜひ申請してくださいというような、新たなお知らせをしていただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

(教育) 学校教育課長

その収入基準につきましては、例えば同じ 4 人家族であっても、その構成、小学生、中学生、あるいは年齢によって基準額が変わるものですから、実際のその家族構成を聞いた中で計算して算出する。その旨につきましては、お知らせにも、例えばこういう家族構成であれば、基準額はこうなりますということでお知らせしていますし、お申込みの際には、いろいろ電話でも照会が来るのですけれども、その際にでも、こういう構成であればこうなりますと、具体的にお客さんの場合はどういう家族構成ですかとお聞きして、その中で、それでいけば大体このぐらいが目安になりますと知らせまして、実際に該当になるかどうかわからないけれども、可能性のある場合にはぜひ申請してくださいという話はしています。

千葉委員

お話としてはわかるのです。ただ、行政のそういう資料というのは、本当に法律にのっとって書いているので、実際に保護者の方がそれを見たらわかるかと言えば、わかりにくいことが多々あるのです。ですから、できれば本当に、何かあったらぜひ連絡くださいということは強調していただきたいですし、今、実際に御主人がリストラされた、ボーナスが出ないうんぬんで、困っている状況も見受けられるので、ぜひいま一度この就学援助費制度につきましては、周知徹底をお願いしたいと思います。

斉藤（陽）委員

学校の耐震化について

一般質問でも伺ったのですが、耐震化の関連で二、三伺います。

耐震補強工事の優先度ランクが比較的高い学校については、今回、追加で耐震診断をされることになりまして、この優先度ランクが 9 位から 14 位までのところの学校については、連続して補強工事が見込まれるという状況になり、これはいいことなのですが、既に実施設計に入っている 5 校について、この実施設計が、順調に進んでいるのかどうか、その進ちょく状況についてお示しいただきたいと思います。

（教育）総務管理課長

先月の臨時会で議決していただきました長橋小学校など、5 校の耐震改修実施設計につきましては、今月 9 日に入札が終わりまして、すべて落札ということで、翌日の 10 日に契約いたしまして、実施設計の作業に既に入っているとごさいます。

斉藤（陽）委員

ちょっと私も勘違いしてしまっていて、ずれたという話なのですが、以前いただいたスケジュール表によりまして、この 7 月中旬ぐらいで実施設計が終わって、7 月下旬ごろから 10 月にかけて、北海道建築指導センターというところで評定という作業が行われるということになっているのですが、この辺については、ずれたということなのですが、どういうふうになっていますか。

（教育）総務管理課長

当初、耐震診断が 3 月までにすべて完了するという予定でございましたけれども、それがずれ込んだ関係もございまして、実際に次の段階の実施設計もその分ずれたような形でございます。耐震診断の評定につきましては、現在の実施設計とあわせて行うことになっております。

斉藤（陽）委員

その評定の行われる時期については、いつごろからいつごろまでになりますか。

（教育）総務管理課長

現在の予定でいきますと、大体実施設計が 4 か月程度と考えておりますので、10 月の中ごろから 12 月ごろの 2 か月程度というふうと考えております。

斉藤（陽）委員

それで、今後、その評定作業の内容ですけれども、具体的にどういう作業が行われるのですか。

（教育）総務管理課長

実施設計自体が、基本的に耐震基準の I_s 値が 0.7 以上になるような形でどのように補強したらいいかということになってまいりますので、それが適切にその工法で 0.7 以上という基準をクリアすることができるかということ、第三者機関でございます建築指導センターのほうで内容を確認するような作業となっております。

斉藤（陽）委員

それで、その評定作業が終了して、実際に今後その工事に着工するという、そのスケジュールはどういうふうになっていますか。

（教育）総務管理課長

次の段階の工事でございますけれども、基本的にこの 5 校は、国の補助予算でいきますと、平成 22 年度事業になりますけれども、昨年度も事業の前倒しというものがございまして、今年度ももし前倒しがあれば、年度内に発注ということで、その前に工事予算を議決していただくことになるかと思っておりますけれども、それが年度内にならなければ、新年度予算という形になるかと思っております。

斉藤（陽）委員

それで、優先度ランクでいくのですが、8 位以上の優先順位が非常に高い学校がありますけれども、8 位以上の優先順位の学校が今そっくり残っているという状態なのですが、これはいわゆるこの規模・配置の問題で、統廃合の影響がある可能性が高いので残されているととらえていいのですか。

（教育）総務管理課長

確かに、例えば 1 位のランクでも 4 校ほどございますけれども、まず建築年度、それから経過年数も見まして、これは従来から説明してきたところなのですけれども、まず 40 年程度以上経過した場合、1 位の部分でも 39 年というところもあるのですけれども、ある程度年数を経過した場合は、耐震補強ではなく、耐力度調査をして、改築ということも考えていかなければならないと思っています。その際には、もちろん学校再編の部分も視野に入れて考えなければなりませんと思っています。

斉藤（陽）委員

それと、優先度のランクが 15 位の若竹小学校なのですけれども、15 位から 20 位の北山中学校までの 6 校がありますけれども、この中で、要するにめどがついているところのすぐ下の、それに接しているランクの学校なのですが、ここについて統廃合にあまり影響を受けない学校はありますか。

（教育）総務管理課長

申しわけありませんが、まだ今の段階で統廃合にかかわりのある学校ということで、ちょっと答弁することは、

斉藤（陽）委員

多分、答えられないと思うので、ちょっと聞き方を変えまして、今回のこの素案の説明会で、質問の最後、2 ページ目の最後のところに、後期に再編を行う学校の耐震化はどのように進めるのかという質問が出ているのですが、これにどのように答えたか、教えていただきたいと思います。

（教育）総務管理課長

その学校につきましては、ちょうど耐震補強を行う学校でございましたので、耐震補強のこういったようなスケジュールで行うということで答えたところでございます。

斉藤（陽）委員

厳密に言うと、今回の素案の中で、後期に再編を行うという表現はないのですね。前期に再編を行うという表現はあるのですけれども、具体的に後期に再編を行うブロックはここですという言い方は素案の中ではしていないのですけれども、前期に再編を行うと明記されていないブロック、朝里地区ブロックと銭函地区ブロックがあるのですが、このブロックの学校で優先順位が 15 位から 20 位の中にあるというのは、順番に見ていきますと桂岡小学校だけなのです。ここについては、いわゆる耐震診断あるいは補強工事といったことについてはどのようにお考えでしょうか。

（教育）総務管理課長

説明会の中では、後期に再編を行うブロックが朝里地区と銭函地区ということで説明させていただいているところでございます。それで、そのブロックの中に入っている学校でも、例えば朝里小学校とか、朝里中学校、銭函中学校など、既に後期であっても耐震化はもう手がけているところでもございまして、それ以外につきましては、これからの学校再編の結果を見ながら、耐震化について進めてまいりたいと考えております。

斉藤（陽）委員

逆に後期だから先にやっているという部分もあるのではないのかという、ちょっとうがった見方かもしれないのですけれども、いろいろな考え方からすると、桂岡小学校については結構優先順位が高いほうに入ると思うのです。その順位であって、適正配置については後期のブロックに入っているわけですから、順位的には結構高いということで次の候補として考えられるかと思うのですけれども、その辺について再度いかがでしょうか。

(教育)総務管理課長

これからの耐震化の順番につきましては、以前からももちろん優先度順位の高いほうからということは申し上げているところなのですが、その中でも 6 年後に標準学級を維持している学校とか、それから築年数が 40 年程度経過していない学校といったことで説明させていただいているところなのですが、桂岡小学校に特定することではなく、今後、次の段階でさらに 1、2 でまだ残っている学校もございますので、総合的にまた判断しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今日は基本的にあまり細かい話を今からやっても仕方がないと思ひまして、私は、大体基本的な考え方について伺っているわけなのですが、教育的な事情からの説明は教育委員会のほうから受けておりますから、大体は理解しておりますし、理解ができない部分もあるわけなのですが、ただ少子化が進んでいる中で、いわゆる統廃合をして、よりよい教育をしたいという理屈をずっとおっしゃっているわけですね。

学校の跡利用について

今度は市長部局のほうなのですが、基本的には財源の問題で、例えば耐震基準を満たしていない学校が多数あって、その学校を全部その耐震基準を満たすような工事をやっていくだけの財政的な余裕はないではないかというような観点から、統廃合のほうをしっかりと進めてほしいというような意向を持っていらっしゃるという説明は受けました。多分説明会でも、教育的な観点からと、あと小樽市全体としての考え方については説明をされていると思います。これは私の考え方なのですが、基本的には残念ながら少子化が進んでいるということです。いい内容の教育をやっていただいて、いわゆる子育ても、ある意味ではしやすいような環境にすれば、子供が増えるわけなのですが、なかなかそれがうまくいかないということで、結局子供が減っていて、高齢者が増えているという構造にずっとなっているのです。この小樽のまちというのは、高齢化率が 30 パーセントを超えるというような状況になっているわけです。そのいわゆるインフラの整備で、ストックで言うと、学校数は余っているけれども、言ってみるなら高齢者の面倒を見る施設、いろいろな介護施設がございますけれども、この支援の制度などが、介護保険の制度でつくられたりしておりますけれども、なかなかヨーロッパのように、老人保健施設などが足りているかという、足りていないという状況になっているわけです。

そうした中で、今回、統廃合を全市的に 6 ブロックに分けて、これは 15 年かけるわけなのですが、20 校のいわゆる廃校になる学校が基本的には生まれてくるわけです。数字で言うとそういうことになりますね。相当大胆な計画なわけです。今申し上げたようなこのまちの状況を受けて、一番大事になってくるのは、この跡地の利用をどうするのか、予算がないから全部売ってしまうのか、これはそういうわけにもいかないと思うのです。この辺の考え方について、今から市長部局のほうはどのような方針を持って臨むのかということについて、これは一定の考え方を持っていただければいいかと思うのです。これは、そういうことも含めて住民の方に説明をされる必要があると思うのですが、今、いわゆる統廃合後の跡地利用についてどんな考え方を持っていらっしゃるのか、情報収集なども進めていってらっしゃると思いますけれども、まず基本的な跡地利用の考え方について伺いたいと思います。

(総務)企画政策室上石主幹

現在の学校の機能としましては、やはりまず教育の機能、それだけではなくて、公的機関の機能、あと地域のまちづくりの機能として活用されていると認識しております。その中で、今後、懇談会の中においても、跡利用についての意見は出されると思いますが、まず公的機関としての機能を整理して、地域の皆さんからどういう活用をし

てほしいのか意見を聞きながら、また今、委員のおっしゃいました跡利用検討委員会も各部局の部長が構成員になりまして、公的利用法にどういうことがあるのかも検討をする場になっておりますので、そういう中でまた検討していきながら、今後のその利用方法を検討していきたいと考えております。

山口委員

私は、これに並行して具体的にどうこうというのは、いわゆるどこが廃校になるのかというのが決まらないと検討はできないとは思いますが、今申し上げたのは、どういう方向で利用を変えていくのかということの基本的な考え方については、部内というか、市長部局の中でお話がされていると思うのです。例えば、コミュニティ施設みたいな形でお使いになっているところもあるし、それから道の駅的な、地域の物産を扱って物産館みたいな形で使っていられるところもあるし、それから工芸のアトリエとか、そういうことでお使いになっているところなど、いろいろあるわけです。これは、地域の考え方に基づいておやりになっていると思います。基本的には先ほど言った、いわゆるストックが不足している部分について校舎を利用できないかということをお考えになって、もう一つは地域の再生も含めて考えられた上での再利用というのを提案されて、実際におやりになっていると思うのです。当然、小樽市としても、15年で20校も現に出てくるわけです。基本的な考え方については、前回もあったわけですが、企画政策室のほうで事務局を受け持たれて、基本的には庁内連携で、跡利用についての考え方を論議されたと思うのです。そこについて聞いているわけです。何にもそういうことについてはやってこなかったというわけではないでしょう。

(総務)企画政策室上石主幹

確かに以前、中学校の統廃合の際には、3校の跡利用について、最近ですと、堺小学校の跡利用ということで検討委員会の中で地区の懇談会を開き、要望などを聞きながら活用方法を決定してきました。

今、委員がおっしゃったとおり、これから適正配置の中で、今までと違う規模で学校の跡利用の問題が出てくると思っております。そういった意味では、今までみたいなスタートですと、確かに検討をする時間も要しますし、そういった意味では、もっと時間をかけながら検討していかなければいけないと思います。

総務部長

これから大きく20校が閉校となれば、かなり大きな視点で見ないと、前回の場合は、中学校三つということで地域の要望を聞きながら、何とかいろいろな形でのさまざまな要望を整理しながら、今みたいな形になりましたけれども、20校となると、確かに小樽全体のまちづくりの視点として、大きなテーマだと思います。必ずしも使い勝手のいい場所ばかりではないのですけれども、使おうと思えばいろいろな形で使っていけるものもあるし、またあるいは使えない、かなり使い勝手が悪いという地域も中にはあるわけです。そういったものをどうやっていくかというのは、大変大きな課題なので、これはやはり一定程度これから市長部局の中で、それこそ市長含めてどういう方向性を出すのかというのは十分議論が必要だと思いますので、時間をかけて、教育のこの適正配置とあわせながら、方向性を出していきたいと思っております。

山口委員

これからパブリックコメントの整理、基本計画の作成、本格的な地区別懇談会となっていくわけですね。そういうときに、跡地の話もう出ておりますけれども、当然大変な関心事になってくると思いますので、そのときにいわゆる一定の方針というか、そういうものをやはり論議されておいたほうがいいと思うし、また物すごく大きな計画でございますので、そこも含めて当然説明会に参加をされるわけですから、そういうときに跡利用についても何らかの御提案を申し上げて、そして地域で議論をしていただくようなことにならないと、地域でお話を聞いた上で決めるということではなくて、一定の本市としての方針をある程度具体的にお考えになった上で議論をするということ、まず希望しておきます。

それで、例えばこの事例をインターネットで検索しますと、今物すごく事例が出てくるのです。これは、統廃合

というのはもうこのまちは遅いのですけれども、いわゆる地域合併によって統廃合になったところの先行市がいっぱいあるわけです。それで、結構上手な使い方をしているところはないかと思って探したのです。私は、学校の敷地についても、現学校ですが、畑にしなさいとかいろいろ提案をしていますけれども、いわゆる地域とともに歩む教育ですから、そういうことが実践できるような教育を今後具体的にいろいろ進めていただきたいということが基本で、跡地利用も、地域の子供や高齢者が、ある意味では、そこで豊かに過ごしていただけるようなことが今地域に求められていると私は思っておりますので、そういう興味から、具体的な事例が出てきましたので、まず例示をさせていただきます。

多分そちらも若干お調べになったと思いますけれども、例えば大分県の佐伯市というところがあります。詳しい市の概況はまた調査に行きたいとは思っておりますが、大変ここは上手にやっております。鉄筋コンクリート2階建ての小樽にもありそうな学校で、この学校をどうしたかということ、高齢者福祉の増進を目指し、有料老人ホーム等の福祉施設や高齢者の生きがいがづくりの場としてのコミュニティ施設を、廃校校舎を改修して建設することにしたのです。私は、この市庁舎内でいろいろある程度知っていらっしゃる方に聞くと、山口さん、それは無理だよと、新築したほうが安いとおっしゃっていたのですよ。でも、例があるのです。これはどうやってやったかということ、そういう計画を市がつくって、それで入札をやっているのです。民間でやらせているのですね。民間の事業者の応募が6件あったそうです、それで、このうち2件を落札して、本校校舎と、いわゆる武道館と言っていますけれども体育館を別々に福祉目的で使っていただくように決めているのです。

基本的に、こういう事例があるということです。補助金をどうしたというのはここには書いてありませんが、いずれにしてもそういうことを実際におやりになっているところがあるということです、まして民間が。こういうことをぜひ検討してほしいと思います。

もう一つ、高知県の高知工科大学大学院工学研究科基盤工学専攻の大学院生の研究報告で、事例が挙がっているのです。これは結構詳しく載ってまして、どういう施設をどういうふうな資金を使ってやったかと書いてあるのです。結構この事例は郊外で、広島県福山市の近くの神石高原町（じんせきこうげんちょう）小島地区の小島総合福祉施設というところですが、同じような鉄筋コンクリートの学校を上手に活用し、地域の老人のための配食センター、それから就学前の児童の託児所、高齢者生活支援施設、それから介護予防拠点施設整備事業というのをやっているのです。それから、放課後児童クラブもやっています。こういうので全体の事業費は1億5,200万円ぐらいです。例えばこれは平成15年にすべての施設をやっているのですけれども、12年から年次ごとにやっているのです。最初に手をかけたのが平成12年の10月、配食センターを一番先に単費で700万円かけています。託児所のほうも単費で2,000万円ちょっとです。高齢者支援施設は、これは当然補助金が出ますから6,342万円ぐらいかけていますが、6,300万円は補助金です。もう一棟の3階部分の介護予防施設も4,700万円で、四千六百何かがしかが補助金で出ており、放課後児童クラブも補助金が半分出ています。そういうことで、総事業費が1億5,200万円のうち1億1,260万円というのがある意味では補助でされているわけです。カラー写真が出ていましたけれども、教室の中が、入居者一人一人の個室になっており、キッチンと畳の部屋があり、お金をかけてやっています。この入居費用も、私はもう国民年金の人は施設に入れられないというふうに、大変な時代になったとおったのですが、一応制度的には入れるようになってはいますけれども、今はもう個室は高いものですから、ほとんど国民年金では入れません。我々は切り捨てられると思って、もう大変だと思っているのですけれども。今のこの介護施設の場合は、収入区分は当然ありますが、100万円以下の方は、居室の利用については月2万円です。100万円から150万円以下の方は3万円、150万円から200万円以下の方は4万円、200万円以上の方が5万円です。光熱水費の実費が6,000円。食費は、実費で3万円程度と、これだったら低所得の人でも使えます。

また、部屋を利用している健康な高齢者であれば、子供の面倒を見てもいいことになっています。高齢者もこうやって、地域の中で生活ができる。だれも、要するに年をとってから、知らない土地へ行って最後を迎えたくない

というのは、普通の考え方だと思うのです。私は、学校が廃校になるのであれば、高齢者に、そういうふうにご利用されればいいと思うわけです。建物だけではなく、当然運動場や校庭もあるわけですから、市民農園を塩谷に行かなくても、学校などの地域に設けて、それこそ児童公園でもゆったりしていますけれども、収穫祭をやればいいじゃないですか。そういうことが、これから大変ニーズが高いと思われるし、行政の役割ではないかと思えます。ですから、そういうことも含めて統廃合をぜひ成功させていきたいと思うわけです。今日は話をしてばかりおりましたけれども、最後に考え方を聞いていただいて、それを参考に、跡利用についてぜひ検討をしていただきたいということをお願いをして、私の質問は終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

簡潔に 4 点だけ伺いたいと思います。

小学校、中学校への転用について

まず、小学校、中学校の転用について伺いたいと思います。

説明会の中でも、小学校から中学校へ、逆に中学校から小学校への転用というのも含めて考えているとおっしゃっていましたが、実際にこれを小学校から中学校にするときに、当然、同じ校舎のままというわけにはいかず、何かしら改築する部分、若しくはその備品を変えるなどといった部分が出てくると思うのですが、そういう必要がある部分はどんなものがあるのか、また、それに対してかかる費用というものが、校舎によって全然違うとは思いますが、概算でもいいので、かかる費用の部分をご参考までにお聞かせ願えますか。

（教育）総務管理課長

小学校から中学校への転用の場合、建築基準法上、階段のけ上げといいますが、高さの部分で、小学校は 16 センチ以下、中学校は 18 センチ以下となりますので、中学校を小学校にする場合は、その 18 センチから 16 センチ以下にしなければなりませんので、階段の部分すべて直さなければならないということで、そういった工事費はかなりのかかるかと思えます。

また、小学校から中学校になると、特別教室が変わってまいりますので、例えば技術室とか、教科の関係で必要な部分もありますので、そういった部分の配慮は必要かと考えております。ただ、具体的に金額までは積算しておりませんので、そこまではちょっと答弁できないところであります。

成田（祐）委員

金額的には、学校の規模といった違いもあると思うので、例えばトイレの便器の高さの位置であるとか、あとは場合によっては天井の高さとか、体育館で言うとゴールの高さとか、そういった部分も少しずつ出てくると思うのですが、さすがに新築するよりは圧倒的に安価で済むと考えているのです。逆にちょっと比較したいので、参考までに、新たに標準学級規模で新築する場合の費用というのは、小学校、中学校で、大体それぞれ幾らぐらいになるものでしょうか。

（教育）総務管理課長

新築の場合ですけれども、新築する場合でもいろいろな条件がございますので、直近に建てました稲穂小学校と菁園中学校の実際にかかった例で答えさせていただきたいと思えます。

まず、稲穂小学校でございますけれども、平成 6 年から 8 年にかけて建築したところでございますけれども、当時は 13 学級の規模がございました。それで、ここでは生涯学習プラザの部分もございますけれども、あくまでも校舎、屋内体育館、クラブハウスというところでの合計でございますけれども、当時の価格で総事業費が 19 億 1,000 万円ほどかかっております。

それから、菁園中学校でございますけれども、平成 13 年から 15 年にかけて建築いたしましたけれども、当時、菁園中学校は、10 学級の規模でございました。それで、校舎と屋内体育館を合わせまして 17 億 6,000 万円ほどかかっております。

成田（祐）委員

19 億円、17 億円という、非常に大きな金額から比べると、まだ転用して使える可能性がある学校であるならば、転用というのは非常に大事な話になってくるとともに、学校の範囲が当然広くなるということもあり、そういう部分で転用することによって適正な学校配置ができると思うので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

それとともに、同じ場所に学校を建て直すときというのは、どうしても学校校舎をプレハブにするか、若しくはグラウンドに新しく建てざるを得ないですね。そうなったとき、特に中学校だと、グラウンドが 2 年間から 3 年間使えない場合が多いです。私も同じことを経験したことがあるのですが、部活をやっていたのですが、2 年間ほどグラウンドが使えなかったのです。いざ、サッカーをやっている、2 年生、3 年生になって、自分たちの時代がやっと来たというときにグラウンドが使えないとなると、これはやはり心が折れるのです。そういった部活動をされている児童・生徒の面から考えても、校舎の転用であれば、すぐそちらのほうに移りましょうという形で使うことができると思うので、ここは議論を深めて、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

廃校後の校舎利用について

続いて、2 点目なのですが、廃校後の校舎利用について、山口委員がほとんどお話をされたので、1 点だけ伺いたいのですが、先ほど山崎総務部長も閉校となる学校が 20 校もあれば、中には何か所かはどうしても跡利用がしづらい部分が出てくるとおっしゃっていました。

先日の新聞報道でもありましたけれども、日高の新冠町で学校校舎がオークションにかけられて、そこで、一つ売却されたとありました。私もよくほかのまちを見て思うのは、結構廃校になった校舎が、特に建物の古い校舎、小さな校舎とかも含めて、芸術系のところに転用される場合が非常に多いのです。以前、友人がデザイナーをしていたときに、音更で廃校後の学校を利用して、東京のデザイン会社が、結構十何人ぐらいのところなのですが、全部まとまってその廃校を使って、その校舎の中でデザインをしたりしているらしいのです。そういうことも含めて、例えば仮に売却するとしても、小樽や道央圏だけだったら、なかなかそういった需要とマッチしないかもしれないのですが、そういった官公庁オークションを利用することによって、中にはそういった部分でうまくマッチして、売却できる可能性はあると思うのですが、そのような取組について見解をお聞かせ願えますか。

（総務）企画政策室長

売却のことなのですが、基本的には補助金が入ったり、起債が入ったりしていますので、売却となると、返還金ということを考えますと、返還とオークションをかけて、どちらが得かという部分も出てくるかと思えます。基本的に言えば、国で地域再生計画というのがあるのですが、それにのせて計画的に跡地を整備していき、社会的、公共的なものに使用していくとなると、補助金の返還と起債の償還が免除される制度があるので、計画的に 20 校が決まってくれば、そちらのほうに移していくということも可能かと思えますので、今後の検討事項として考えていきたいと思えます。

成田（祐）委員

一番市民と小樽市にとって利益が高いものを選択するのは当然だと思いますので、その中でもし当てはまらないというか、もうどうにもならないようなものがあれば、ぜひその辺も積極的に考えていただければと思います。

量徳小学校について

3 点目に、量徳小学校について伺いたいと思えます。

先般、新聞報道ないし本会議で、市長が量徳小学校は第一の候補地だったということを思い出してくださったようですので、また、病院建設の可能性といった話が出てきています。もし仮に、まだ決まっていなかった話なのですが、

量徳小学校はどうなるという部分を、これは病院とともに並行して考えなければいけないと思うのです。病院の統合新築というのは、これはもう早急に進めなければいけない事案の一つではあると思うのですが、そうなった場合、病院の話だけ決まって、その場所が決まらないというわけにいかないと思うので、そうなるこの適正配置計画の中で、量徳小学校の話というのだけは通常とは別枠で考えなければいけないのではないかと考えるのですが、それに対して見解をお聞かせ願えますか。

教育部長

まだ想定という部分で、話づらい部分はあるのですけれども、現在、この素案の中では学校敷地は、建替えとか、あるいは移るといふ部分を含めて現行の学校敷地を活用するという記載がございます。その中に、端的に言って、その病院用地うんぬんという記載はございません。ですから、もしそういう議論が出てくるとすれば、それはこの適正配置計画との整合性をとった説明というのは当然必要になってくるだろうと思っております。

成田（祐）委員

ということは、そういった話が進展するとともに、今、これは素案の段階での資料なので、原案にするときその部分が、量徳小学校かどこかはわからないですけれども、何かしらそういった記述が増えて、方針が若干でも出てくるということによろしいですか。

教育部長

現段階で、そこまで詳しくは申し上げておりません。

成田（祐）委員

やはり一番心配なのは、仮に決まったときに、こちらがその前期 7 年、後期 8 年の長いスパンでの計画であるため、病院の統合新築と一緒に考えられてしまって、病院の話が、決まったはいいいけれども、建てる場所をどうするかとなったときに、こちらと合わせて長くなってしまうことを非常に危くしているわけなのです。その部分について、もう一度見解をお聞かせ願えますか。

副市長

今、教育委員会の立場としては、大変言いづらい話ですが、市長部局としては、市長も答弁しているように、大変重要な案件でございますし、今まで進めてきた経緯というものを当然含めて慎重に考えなければいけないと思っています。

数年前に話していたような学校の問題とこれは別というような整理の仕方を、市全体としてはしないようにしていこうではないかと、教育委員会と検討するに当たっては、結論は別にしても、そういうスタンスで臨みたいと思っていますので、当然、教育委員会と一定程度きちんとした連携の中で検討していきたいと思っています。

成田（祐）委員

廃校から更地にするまでの期間について

話は変わりますが、参考までに、各学校で 3 月 31 日で廃校になってから跡地が利用できるまで、例えば更地になるまでというのは、大体最短でどのぐらいの期間かかるものなのかというのを、一応参考までにお聞かせ願えますか。

（発言する者あり）

（総務）企画政策室長

有朋高校というのが札幌にあるのですが、あそこは決まってから公募をかけて入札までの期間が大分かかったのです。決まってからは 2 か月もかからないうちに全部なくなり、平地になってしまいましたので、小中学校ですと、大分小さいので、周りの環境もありますが、2 か月以内で平地になるのではないかという感じはします。

成田（祐）委員

病院にかかわる跡地利用の話合いについて

仮に新病院建設予定地の話がそちらのほうになった場合、当然ながら迅速に住民やその保護者との話し合いというのが必要だと思うのですが、その部分についても含めて、跡利用の話がいろいろと出てきましたけれども、そういう部分も含めて手厚く、しっかりと話し合いをするというような必要があると思うのですが、それに対する見解を聞かせていただけますか。

副市長

いわゆる病院の問題ということでかかわってくるような状況であれば、これは教育委員会が前面に出て説明するという状況は今の段階でちょっと想定していませんので、一定程度、先ほども申し上げたように、きちんとした調整といいますか、市全体でどう進めるかも含めて考えていきたいと思っておりますので、仮の話を今からすると、多分そういう記事が出てしまったら困るのですけれども、そういうことについては、きちんと慎重に対応したいし、先ほど申し上げたような、小樽市という立場で考えて、対応していきたいと思っております。

成田（祐）委員

学区外入学者について

学区外の入学者について伺いたいと思っております。

現在、すべての学年で、一学年 1 学級以下の小規模校への入学を、学区外からされている生徒・児童というのは、何名いらっしゃいますか。

（教育）学校教育課長

全学年で 1 学級以下の学校への、いわゆる指定校変更の関係ですけれども、小学校では 27 校中 18 校ありまして、人数は 170 名、中学校では 14 校のうち 2 校で 1 名となっています。

成田（祐）委員

小学校で、学区外から入学されているのは 170 名ということで非常に多いのですが、これは例えば 6 年生になってから住所変更等があったけれども、前の学校にいたいからという要求があるものなのか、それとも本当に希望で、途中の段階から、若しくは最初の段階から小規模校と俗に言われる、そういう全学年 1 学級以下の小規模校に入学されているのかちょっとお聞かせ願えますか。

（教育）学校教育課長

指定校変更に当たりましては、認定基準がありまして、例えば身体的理由により病院に通院するので、その病院のある校区に移りたいとか、あるいは地理的理由によって、住居が実際の指定校よりこちらの学校のほうが近いのでこちらに通いたいという理由がありまして、それに合致するときにその変更を認定しているわけですけれども、ただ、委員がおっしゃるところの、いわゆる 1 学級しかないの、そういう学校に行きたいというのは認定基準の中にはありません。

教育部長

今、申し上げましたとおり、小樽市の場合、小学校 27 校があるわけですけれども、18 校が 1 学級以下で、3 分の 2 がもう既に単学級以下の学校になっているわけです。ですから、大きい学校から小さい学校に行きたいというレベルの問題ではなくて、小さい学校から小さい学校も当然特認で行っている部分があるものですから、全体では 340 名ほど特認の子いらっしゃるわけですけれども、半分ぐらいがその小さい学校に特認で来ているという状況であることを御理解をいただければと思います。

成田（祐）委員

今のお答えだけで、すべてを判断するのは難しいですが、小規模校への通学を希望される保護者というのは、これは全くゼロだとは思わないのです。いろいろな方がいらっしゃると思うので、仮にこの案のまま 100 パーセントでいってしまうと、標準規模学級の学校のみになってしまうわけで、小規模学校へ通わせたいという選択肢がゼロになってしまいます。そういったことについての見解というのはいかがでしょうか。

教育部副参事

小さい学校へ転校させたいという希望の部分でございますけれども、そういう制度について、文部科学省等は、学校選択制の一つとして特認校制度といったものを挙げています。この特認校制度というのは、一般的に周囲の自然を生かした教育を望むというふうに考えますが、今回のこの学校再編計画の中では、規模・配置の適正化という枠で考えているものでございますから、ちょっと異なるものと考えています。

基本計画の中でも、例えば小・中連携といったことも視野に入れるという部分から、その特認校制度について言えば、ちょっと外れるということもあり、またほかにも整理しなければならない課題というものも多いと思いますので、今回の再編計画の中では、特認校制度を含むかどうかについては検討の対象外というふうに考えております。

成田（祐）委員

ということは、その特認校制度に関しては全くここでは指定をすることも考えないし、この計画にはそぐわないという考えでよろしいでしょうか。

教育部長

今回の素案の考え方を貫いているものは、基本的には小樽市内の学校を一定規模の学校に再編していこうということで行われている部分です。

それで、今の委員からの御質問で言いますと、私どもとしては、小規模校にも来たいというニーズがあるから小規模校を残そうというスタンスでこの計画を立ててはおりません。

成田（祐）委員

もしそういったニーズが現在あり、今後も出る可能性があるとしても、当然、それを反映するというところは今のところ考えていないという解釈でよろしいですか、

教育部長

担当の副参事のほうからも申し上げましたけれども、今回のこの配置計画には私どもはのせておりません。教育委員会の考え方では、この計画の中にはのせていませんけれども、小・中学校の併置校という御提言もいただきました。ですから、そこの地区での議論の中では、やはりそういう提言をお持ちの方がいらっしゃるわけですから、そういう方々の意見も聞き、あるいは教育委員会の考え方も述べるという、そんな中で議論を深めていきたいと思っております。

成田（祐）委員

平成会としましては、ほぼこの計画でよいとは思っているのですが、ただごく少数のそういった小規模校に関して、残す残さないという話もあり、当然これがまだ 100 点のできだというふうには思わないので、そこに関してはもうちょっと議論する余地があるのかと、これは会派全体として思っておりますので、最後にそれだけ伝えまして終了したいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 06 分

再開 午後 4 時 27 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

陳情第 260 号豊倉小学校の存続方については願意妥当、採択を求める討論を行います。

本会議での共産党の質疑で明らかになりましたが、例えば高島・手宮地区では、教育委員会の適正化基本計画(素案)のとおりに進めたとしても、小学校であれば、1 学年 2 学級の学校がこの地区ではできないことが明らかとなりました。

市教委は、この地区の説明会で、1 学級 30 人程度の学級で編制すると、望ましい学校数は、小学校が 2 校、中学校は 1 校となると、望ましい学校規模に照らして小学校 5 校を 2 校に、中学校 2 校は 1 校にしたいと説明をしているわけです。市教委の方針どおり進めても、1 学年 2 学級とならない、いわゆる小規模校ができれば、豊倉小学校をはじめ、小規模校の関係者がこぞって現在の学校を残してほしいということになる可能性もあり、示しがつかなくなるという基本的な矛盾を抱えているわけです。これまで教育委員会は、地元が望んでも小規模校としては認めないと言っておきながら、みずからの方針で小規模校をスタートのときからつくることになる、市教委の方針に照らしてみても、豊倉小学校を残してほしいという陳情は根拠があるものです。しかも、市教委の方針とも、これは整合性があって、採択する根拠ともなるわけです。

今日は時間の関係で触れませんが、詳しいことは本会議でしっかりと討論させていただきたいということを予告いたしまして終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第 260 号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。